

新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱い

2020年4月28日、新型コロナウイルス感染症に係る労災補償の考え方について、当分の間、調査により感染経路が特定されなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合には、労災保険給付の対象とすることとされました。

医療従事者等について

患者の診療・看護の業務・介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等が感染した場合
⇒業務外で感染したことが明らかである場合を除き、**原則として労災保険給付の対象**となる。

医療従事者等以外の労働者について

■感染源が業務に内在していたことが明らかに認められる場合 ⇒ 労災保険給付の対象となる。

■調査で感染経路が特定されない場合

⇒感染リスクが相対的に高いと考えられる下記(ア)(イ)のような環境下で業務に従事していた労働者が感染したときには、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるか否かを、個々の事案に即して適切に判断する。この際、新型コロナウイルスの潜伏期間内の業務従事状況、一般生活状況等を調査した上で、医学専門家の意見も踏まえて判断する。

(ア)複数(請求人を含む)の感染者が確認された労働環境下での業務
(イ)顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務

労働保険料等の申告・納付期限の延長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限が延長されました。

また、ビタミンM5月号でも記載しましたが、申請により納付を1年間猶予することができます。

	従 来	今年度
申告期限	2020年6月1日～7月10日	2020年6月1日～ 8月31日
納期限(全期・第1期)	2020年7月10日	2020年 8月31日

やむを得ず退職勧奨や解雇を検討する場合の留意点

新型コロナウイルスの影響で売り上げがほとんどなく、従業員には大変申し訳ないのですが、退職勧奨か解雇を検討しています。
注意すべきことはありますか？



①

まずは退職勧奨や解雇をする前に、雇用調整助成金などを活用することで回避できないか検討しましょう。
やむを得ず退職勧奨を検討する場合、**退職勧奨に必ずしも労働者の自由**であり、労働者の自由な意思決定を妨げる退職勧奨は違法な権利侵害にあたる可能性があることに留意が必要です。



②

そうなんですね。
では、解雇の場合はどうですか？

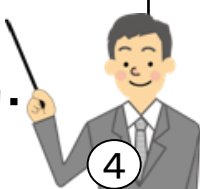


③

整理解雇については、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない場合には、権利の濫用として、労働契約法の規定により、無効となります。

また、労働組合との協議や労働者への説明を行うとともに、以下について慎重に検討してください。

- ・人員削減を行う必要性
- ・できる限り解雇を回避するための措置を尽くすこと
- ・解雇対象者の選定基準が客観的・合理的であること



④

わかりました。慎重に検討してみます。
労働基準監督署やハローワークに何か届出は必要でしょうか？



⑤

一定規模以上(1か月以内の期間に30人以上)の労働者の離職を余儀なくされることが見込まれる場合には、最初の離職が発生する1か月前までに「再就職援助計画」をハローワークに提出し、認定を受ける必要があります。

また、最後の離職が発生する1か月前までに「大量雇用変動の届出」を提出する必要があります。

労働局では新型コロナウイルスに関する相談窓口を設置しています。こちらを利用し、まずは相談してみましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/index_00004.html



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。
また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: 2020.05.19



イラスト協力: WANPUG